

出席停止期間の基準

保護者様

新型コロナウイルス感染症による療養後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

 発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

 症状が軽快した後、1日を経過しました。

※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から登校が可能です。

「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	★軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	☑登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	☑登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	発症後5日目	☑登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	☑登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	☑登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。